

大飯地域の緊急時対応（概要版）

②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	避難行動要支援者(在宅) おおい町 60人 小浜市 18人 合計 78人	施設敷地緊急事態の避難準備を開始	<p><避難可能な者:55人> 支援者とともに徒歩、車両で移動(おおい町42人、小浜市13人)</p> <p>一次集合同所(おおい町内2か所、小浜市内1か所)</p> <p>支援者の車両で移動</p> <p>バス3台(おおい町2台、小浜市1台)福祉車両0台により避難</p>	<p>福祉避難所 敦賀市 福祉総合センター「あいあいプラザ」</p> <p>放射線防護対策施設※2(おおい町内2施設、小浜市内1施設)</p> <p>※2 放射線防護対策施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者等が入る予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者は、指定された福祉避難所へ避難。 無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。
	避難行動要支援者(学校・こども園)	おおい町 142人 合計 142人	対象施設(おおい町(2施設:142人))	<p><保護者へ引き渡しができなかった児童等></p> <p>おおい町児童等バス2台により避難</p>	<p>おおい町避難先(県内避難先: 敦賀市立栗野中学校 県外避難先: 兵庫県川西市立桜が丘小学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校・こども園の児童等は、警戒事態になった場合、授業・保育を中止し、保護者への引き渡し。 保護者へ引き渡しができなかった場合は、施設敷地緊急事態で避難を行い、避難先で保護者に引き渡し。
	観光客等一時滞り者	おおい町 137人 合計 137人	呼びかけの帰宅等	<p><帰宅等に時間を要する一時滞り者></p> <p>対象者(おおい町:137人)</p> <p>一次集合同所(おおい町内2か所)</p> <p>バス4台により避難</p>	<p>おおい町避難先(県内避難先: 敦賀市立栗野中学校 県外避難先: 兵庫県川西市立桜が丘小学校)</p> <p>自宅等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 観光客等一時滞り者については、警戒事態になった場合、帰宅等を呼びかける。 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞り者は、施設敷地緊急事態で避難。
	(原災法15条)で避難開始	全面緊急事態 一般住民※3 おおい町 736人 小浜市 267人 合計 1,003人	保護者引き渡し 一般住民の避難準備を開始	<p>対象者(おおい町:736人、小浜市:267人)</p> <p><おおい町から避難する者> 自家用車で移動(679人) 一時集合同所(おおい町内2か所)バス2台により避難 徒歩等で移動(57人)</p> <p><小浜市から避難する者> 自家用車で移動(240人) 一時集合同所(小浜市内1か所)バス1台により避難 徒歩等で移動(27人)</p>	<p>おおい町避難先(県内避難先: 敦賀市立栗野中学校 県外避難先: 兵庫県川西市加茂小学校他3施設)</p> <p>小浜市避難先(県内避難先: 越前市武生商業高等学校 県外避難先: 兵庫県姫路市夢前ふれあいの館フレンチ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、PAZ内市町のバス会社等が保有する車両で移動。
	合計	〇〇〇人				

※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字であり、若干の増減がある。

大飯地域の緊急時対応 (概要版) ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
UPZ (発電所から概ね5~30km圏内)	避難行動要支援者 (医療機関)	福井県 822人 京都府 988人 滋賀県 0人				<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済み。 福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定 京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が関係市町と連携の上、受入施設を調整・確保
	避難行動要支援者 (社会福祉施設)	福井県 1,286人 京都府 1,272人 滋賀県 394人				<ul style="list-style-type: none"> 福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定。 京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が関係市町と連携の上、受入施設を確保。 滋賀県では、滋賀県の調整により受入施設を確保。
	避難行動要支援者 (在宅)	福井県 2,953人 京都府 6,183人 滋賀県 48人				<ul style="list-style-type: none"> 一時移転が必要となった避難行動要支援者は、市町が準備した避難先に優先的に移動。 なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県においては、関係機関と調整し福祉避難所等を確保。京都府においては、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が関係市町と連携の上、福祉避難所等を確保。滋賀県は、避難先に設置している福祉避難所等を利用。
	避難行動要支援者 (学校・保育所・幼稚園等)	福井県 10,727人 京都府 12,842人 滋賀県 3人	対象施設 (157施設)		<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。 保護者へ引き渡しができなかった場合は、全面緊急事態で屋内退避を行い、その後、一時移転等の指示に基づき避難先に移動し、保護者に引き渡す。 	
	一般住民※2	福井県 〇〇人 京都府 〇〇人 滋賀県 〇〇人	保護者引き渡し		<ul style="list-style-type: none"> 避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。 自家用車や関係府県等が準備したバス等で移動。 	
	合計	〇〇〇人				

屋内退避の準備を開始

福井県、京都府及び滋賀県が、それぞれの県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接県等から輸送手段を調達。

※1 OIL基準に基づく避難等や一時移転のこと。

※2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の合計数から避難行動要支援者の数を引いた数字であり、若干の増減がある。